

31 年度 8 月分

健康・福祉関係

件 名	民生・児童委員の任命について
内 容	<p>民生・児童委員の任命方法は、どうやって決めるのか？ また、一部の地域で実行されている民生・児童委員を公募してみてもどうか？</p>
回 答	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。 また、日頃より民生委員・児童委員活動に御理解・御協力をいただきありがとうございます。</p> <p>さて、お寄せいただきました民生委員・児童委員の任命方法についてお答えします。 民生委員・児童委員の任命方法については、単位民生児童委員協議会の会長、前任の委員又は自治会長等から推薦をいただいた方を市の民生委員推薦会で選考を行い、候補者として決定した方を県知事に推薦し、県の社会福祉審議会を経て、厚生労働大臣が委嘱しています。</p> <p>御提案をいただきました民生委員・児童委員の公募につきましては、候補者からの申し出だけでは、民生委員・児童委員としての要件に合致するかの確認が困難であるため、地域の実情を把握されている自治会長等から推薦をいただくこととしており、現在のところ導入までに至っておりません。</p> <p>今回いただいた御提案につきましては、今後の参考とさせていただきます。 (関係課：社会福祉課)</p>